

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) 今井土地区画整理事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子
(公印省略)

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：今井土地区画整理組合設立準備会

代表者：会長 石井昭一

所在地：東京都青梅市今井 2 丁目 1056 番地

2 対象事業の名称及び種類

名 称：(仮称) 今井土地区画整理事業

種 類：土地区画整理事業

3 対象事業の所在地

東京都青梅市今井 2 丁目の一部、4 丁目の一部、5 丁目の一部

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

本計画において仮囲いは計画地西側のみに設置することとしているが、計画地北側には福祉施設が隣接していることから、造成工事に伴う粉じんや建設機械に伴う騒音・振動等について、施設周辺の仮囲いの設置など、より一層の環境保全措置を講ずること。

【水循環】

計画地内の公共用地に降った雨水は表面流出量分も含めて地下浸透処理を行う計画としていることから、雨水流出抑制施設の貯留量や十分な浸透性を確保する方法等を含めた具体的な規模や構造を記述すること。

【生物・生態系】

- 1 本事業では計画地内のほぼ全域が改変され、動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、既存樹木等を可能な限り残置するよう検討するとともに、道路植栽帯や流通施設業務用地内の緑化について、周辺地域との緑の連続性にも配慮した緑化計画となるよう検討し、関係者との調整を図ること。
- 2 工事の施行にあたっては、移動能力のある生物が計画地周辺の同様な環境への逃避、移動するものと予測しているが、工事の施行順序によっては、周辺環境への移動が阻害されるおそれがあるため、移動能力のある生物が周辺地域の好適環境に分散できるよう、工事の施行順序を検討し、生物・生態系に与える影響の低減に努めること。